

## 令和5年度包括外部監査 総括意見一覧

テーマ：委託契約に関する事務の執行について

※「総括意見」… 全庁的な対応が必要と考えられる事項に関する意見

区分	概要	総括意見の内容	措置状況
総括意見 01	随意契約の適正化	随意契約の適正化に向けた各種対応（価格の妥当性検証、外部公表、システム対応）を県として検討すべき	他県の状況や導入効果などを踏まえ検討していくこととしたい。
総括意見 02	暴力団排除条項の記載	暴力団排除条項のない契約書が散見された。石川県文書例式にも暴力団排除条項がないため入れるべき	石川県文書例式に暴力団排除条項を入れることを検討する。
総括意見 03	個人情報取扱条項の記載	個人情報を取り扱う業務であるにもかかわらず、取扱条項の記載がない契約書が散見された	個人情報保護法第66条第2項等の規定により整備した安全管理規程では、委託契約書には個人情報の取扱いに係る遵守事項を記載する旨を規定しており、当該規定について研修・監査等を通じてあらためて周知する。
総括意見 04	前金払い条項の見直し	前金払いの請求書が提出されたら30日以内に支払いを行わなくてはならないとなっている契約書が散見された。遂行してもいない業務に対し特段の理由もなく県が前金払いの支払い義務を負う条項は不適切であり、前金払いの必要性を県が検討できる条項とすべき	石川県文書例式に記載されている契約文例を参考とするよう周知する。
総括意見 05	再委託禁止条項の記載	石川県石川県文書例式に再委託に関する条項の記載があるにもかかわらず、条項がない契約書が散見された。また、再委託に関する条項があったとしても文言にばらつきがあったため再委託禁止に係る契約条項全般について検討の余地あり	石川県文書例式に記載されている契約文例を参考とするよう周知する。
総括意見 06	委託契約書のひな型の更新、法務チェック体制の整備	石川県石川県文書例式に暴力団排除条項の記載がないなど、契約文例が適切なタイミングで更新されていないため定期的にリーガルチェックをし更新すべき	石川県石川県文書例式を法律が改正された際など、適切なタイミングで契約文例を更新していきたい。
総括意見 07	条例及び通知等の網羅的な把握	県のイントラネットでは委託契約を締結する場合に関連する通知等が一覧になっているわけではなく、必要な書類のアクセスが困難なためイントラネットにおけるフォルダの階層の見直し検討や、検索機能の向上等を行い、業務の効率化を進めてほしい。	通知等の検索性の向上については、事務サポートツールを活用するなど、業務効率化につながる運用を検討したい。
総括意見 08	会計事務の手引きの更新	会計事務の手引きは平成26年4月1日～平成28年3月31日の適用基準額が記載されているなど最新の情報が記載されていないため改めてほしい	会計事務の手引きを最新の情報が記載されたものに改める。
総括意見 09	プロポーザル方式におけるガイドラインの整備	プロポーザルに関しては「会計事務の手引き」に記載がなく、自部局、他部局の過去に実施したプロポーザルを参考に手続きを進めている状態であり必要な手続きが漏れてしまうなどが起こりうるため、統一したガイドラインを設けるのが望ましい	プロポーザル方式におけるガイドラインの整備を検討する。
総括意見 10	再委託の基準と運用の明文化	県には再委託に関するガイドライン等の具体的な定めがなく、契約書に再委託の定めがない場合は、申請・承認のプロセスを経ずに再委託が行われている。また、申請・承認のプロセスを経たとしても申請書類に記載する項目が案件ごとにはばらつきがあることから、手続きの適正化を図るため一括再委託を含む、再委託の承認基準及び運用について明確にしたガイドラインの作成が望ましい。	本県には再委託に関するガイドライン等の具体的な定めがないことから、他の自治体の承認基準や運用を参考に対応を検討したい。
総括意見 11	長期継続契約を締結することができる契約の拡大	長期継続契約を締結できる契約は「長期継続契約条例」で「役務の提供を受ける契約で翌年度以降にわたり役務の提供をうける必要があるもの」と定められており、具体的内容は石川県では総務部長通知により①機械警備業務委託、②長期継続契約定め1号の物品を複数年にわたって借り入れる契約（リース契約）に伴う保守管理業務委託に限定されているが、効率性・入札コストの経済性の観点から対象範囲に含めるべき業務がほかにないか検討することが望ましい。	長期継続契約の対象範囲の拡大については、これまでも他県の状況や導入効果、業界団体の意見を踏まえ検討してきたところであり、今後も引き続き検討していくこととしたい。
総括意見 12	再委託先での個人情報の取り扱い	再委託先が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の内容や規模によって、どのような監督を行うのか、実地検査も含めて県として検討が必要と考える。	個人情報保護法第66条第2項等の規定により整備した安全管理規定では、個人情報の秘匿性等その内容やその量に応じて、委託先・再委託先における管理体制等について確認を行う旨を規定しており、各所属に対し再委託先に対し適切な確認や監督を行うよう研修・監査等を通じてあらためて周知する。

## 令和5年度包括外部監査 指摘・意見一覧

テーマ：委託契約に関する事務の執行について

※「指摘」… 法律、政令、省令、条例、規則、要綱等の規定に反している事項、  
又は財務事務の執行及び経営に係る事業の管理の観点から社会通念上著しく適正性を欠くと考える事項  
「意見」… 「指摘」には該当しないが、今後の改善を要望する事項

区分	所管課	契約名称	概要	指摘・意見の内容	左記措置
指摘 01	能登空港管理 事務所	能登空港消防業務委託	仕様書で提出を求めている書類	仕様書で提出を求めている書類（業務履行体制を確認する重要な書類）については、求めている趣旨を理解したうえで、適した書類の提出を求めるべきである。	業務履行体制（月間ローテーション）を真に確認できる勤務割基本計画表を提出してもらうこととした。
指摘 02	県央土木総合 事務所	自家用電気工作物保安管理業務委託	監督員と検査員の兼職禁止	当業務の監督員として委託先に通知している3名（主任監督員1名、監督員2名）のうち、主任監督員となった者が業務完了時の検査員となっていた。 監督員と検査員が兼職しないよう、事前に確認を行うべきである。	検査員の任命の際に、監督員と重複していないことを複数の者で確認を行う体制をとることとした。
指摘 03	中能登土木総合 事務所羽咋土木 事務所	一般国道249号等併設休憩施設の維持管理業務委託	予定価格（予算額） 積算単価の見直し	予算額の積算に用いている労務費単価は、過去の県労務単価（1,725円）を継続して採用しており、再委託先からの報告書より監査人が試算した労務費単価は1,000円前後と大きく乖離していた。 平成25年頃から再委託先が（公社）志賀町シルバー人材センターに変更となり、労務費単価が下がったが、単価の見直しを行わなかったことによるものと考えられる。 単価だけでなく、民間清掃会社と比較すると必要な作業時間数も変更が生じると考えられるが、その点も変更されていなかった。 積算根拠は現実と合致した数値を用い、毎年、実績比較を行って、適時仕様書及び予算額の見直しを行うべきである。	令和6年度契約から、予定価格の積算時に、過去の実績や委託先からの聞き取り等により、現実と合致した労務費単価や作業時間数等を用いて積算を行う方法に改めた。
指摘 04	金沢港湾事務所	金沢港県単港湾管理（台帳管理システム）業務委託	随意契約が認められない金額への契約変更	本契約は、予定価格が100万円未満であることから、3者見積による随意契約で契約先を選定しているが、過去3年間は契約方法が変更となるような契約変更が行われている状況である。 変更理由を確認すると、必ずしも年度途中に突発的に発生したと言い切れるものではなく、一般競争入札や指名競争入札など随意契約ではない方法で契約先を選定すべきであった。 過去の実績等を考慮し、変更事由を考慮した予定価格を設定することで、適切な契約方法を選択すべきである。	過去の実績等を考慮した予定価格を設定し、指名競争入札により執行する。
指摘 05	七尾特別支援学校	自動車運行管理委託	仕様書で求めている書類の提出確認	仕様書において、受託者に対し、運転開始までに運転者の運転免許証の写し（裏表）と任意保険加入後の保険証書の写しを学校に提出するよう求めているが、当該資料が提出されていなかった。仕様書で提出を求めている業務履行に際し重要な書類については、受領されているか適切に確認を行うべきである。	仕様書で提出を求めている書類については、チェックリストを作成し全て受領されているかの確認を行っていく。

区分	所管課	契約名称	概要	指摘・意見の内容	左記措置
意見 01	管財課	県庁舎建築設備保全業務委託 (中央監視等)	一般競争入札の実施 検討	本業務の受託者は21年間同一先で継続している状況にあり、指名競争入札から一般競争入札への変更の必要性を検討すべきである。	本業務は専門性の高い業務であり、その施設を熟知した者が業務を遂行することが望ましく、災害発生時にも迅速な初動対応が求められることから、施設の近くに主たる営業所があることの重要性が高い。 指名競争入札では指名業者や受託者が固定化されることもあるため、同様な業務の一般競争入札の導入状況の調査を行う。
意見 02	管財課	県庁舎電話交換業務委託	必要に応じた仕様書等の見直し	入札辞退者が複数出ていることから、指名業者の入札辞退理由を聞き取り、指名業者の選定方法、仕様書の見直し等の必要性について検討すべきである。	当該業務に従事させることができる人材の確保が困難なことから、入札を辞退せざるを得ないこともあるとお聞きしており、指名業者については、慎重に検討の上、選定したいと考えている。
意見 03	管財課	県庁舎電話交換業務委託	勤務体制の見直し検討	本庁の電話交換業務は3名体制となっており、1人当たり1日平均受信件数が23件、7時間勤務を前提とすると1時間当たり3.3件となり、3人体制は費用をかけすぎているように感じられる。 長時間電話の内容把握と対応策の検討を実施したうえで、より効率的な勤務体制への見直しが見られる。	不特定多数の方を対象とする業務の特性上、電話の長時間対応について、具体的な対策を講ずることが難しいことに加え、1日あたりの受信件数についても、その時々々の社会情勢などにより大幅に変動することもあり得ることから、1人体制の時間を最小限に抑えるためにも、現在の勤務体制を維持したいと考えている。
意見 04	管財課	県庁舎清掃管理業務委託（建物外部）	指名競争入札の際の指名	指名業者の条件を満たす企業が複数存在する場合には、広く受注機会が与えられるような指名業者の選定方法を検討することが望ましい。	現在も清掃の指名競争2件について、相指名にならないよう受注機会の考慮しており、また同様業務の指名業者選定方法についての調査を行うこととする。
意見 05	デジタル推進課	県庁舎横系LAN配線業務委託	予定価格の積算資料の保存	本契約の積算は、参考見積書に物価高騰を考慮して1.2から1.5を乗じて算出しているが、具体的な補正方法について文書化されていなかった。 予定価格積算が適切に行われているか検討するために積算根拠資料を添付するとともに、どのような補正を行ったのか、文書として残すべきである。	参考見積額から金額を補正する際は、その理由、算出根拠を添付する。
意見 06	デジタル推進課	県庁舎横系LAN配線業務委託	予定価格の適切な積算	参考見積書から予定価格を積算する際、参考見積書の価格の妥当性を検討できないようであれば、複数者から徴収すべきである。	1社からの参考見積書だけで価格の妥当性を検討できない場合があれば、複数業者から参考見積書を徴収する。
意見 07	デジタル推進課	県庁舎横系LAN配線業務委託	予定価格と入札額の乖離	本契約は入札額が予定価格を大きく下回っていた。予定価格と入札額が乖離する場合には、速やかに要因を聞き取り、聞き取り結果を記録し、必要な対応を検討すべきである。	予定価格と入札額が大きく乖離する場合は、速やかに要因を聞き取り、記録し、必要な対応を検討する。
意見 08	人事課	給与等支給事務労働者派遣業務委託	契約単価の改定	賃上げが高水準で続いている昨今においては、契約期間が3年であったとしても、賃上げの状況に応じて、契約単価を改定する条項の導入を検討すべきである。	今後の賃金の推移動向を見ながら、契約更新時に必要な条項の整備について検討を行う。
意見 09	危機対策課	自主防災組織リーダー育成事業委託	随意契約理由の追加	随意契約理由に、令和3年度まで実施していた一般競争入札において、過去9年間、入札参加者が委託先のみであったことや、実質的に委託先しか業務提供できる業者がいない旨を記載すべきである。	随意契約理由に「入札参加者が委託先のみであること」、「実質的に委託先しか業務提供できないこと」を記載。
意見 10	危機対策課	石川県総合防災情報システム運用保守業務委託	予定工数と実績工数の比較資料	軽微な改修の実績を集計している課題管理表には、軽微な改修として対応した時間を漏れなく集計するよう受託者に指示し、県としても課題管理表が適切に更新されているのか確認すべきである。	実績に軽微な改修として対応した時間を集計するよう受託者に指示するとともに、県としても課題管理表が適切に更新されているのかを確認する。
意見 11	危機対策課	原子力防護資機材保守点検業務委託	指名競争入札の際の指名	指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。	指名業者の選定に際し、候補事業者に機会が公平に与えられるように配慮するとともに、妥当性について、事後的に確認できるように整理する。
意見 12	消防保安課	石川県消防防災ヘリコプター運航管理業務委託	契約金額の妥当性の検証	委託業務に関して委託先で発生した費用の実績について把握がなされていなかった。 1者見積による随意契約は競争性が働かず契約金額が割高となってしまう可能性があるため、積算と実績を比較・分析し、契約金額の妥当性を検証すべきである。	積算と実績を比較・分析するなど、金額の妥当性の検証に努めている。
意見 13	能登空港管理事務所	能登空港航空灯火施設保守点検業務委託	1者応札への対応	長期間1者応札となっている契約については、入札に参加しない理由を聞き取り等し、かつ、他空港の入札条件等を確認したうえで、入札参加資格、仕様書等の見直しを検討すべきである。	他空港の入札条件等を調査し入札参加資格、仕様書等の見直しを検討する。
意見 14	能登空港管理事務所	能登空港航空灯火施設保守点検業務委託	前払金に関する条項	航空灯火保守点検を通年で継続して行われており、業務費の7割は労務費で構成されていることから、履行確認済み期間の委託料見合いについて前払金請求を受けた場合は、請求金額の妥当性を検証・承認した上で、支払を行う対応を検討しても問題ないものと考えられる。前払金の条項について必要な見直しを検討すべきである。	履行確認済みの委託料見合い分の前払金について見直しを検討する。
意見 15	能登空港管理事務所	能登空港消防業務委託	1者応札への対応	長期間1者応札となっている契約については、入札に参加しない理由を聞き取りし、かつ、他空港の入札条件等を確認したうえで、入札参加資格、仕様書等の見直しを検討すべきである。	他空港の入札条件等を調査し入札参加資格、仕様書等の見直しを検討する。
意見 16	能登空港管理事務所	能登空港施設設備及び建屋管理業務委託	指名競争入札の際の指名	指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。	指名業者選定に際し機会が公平に与えられるよう配慮し、指名の妥当性を事後に確認できるよう整理する。
意見 17	能登空港管理事務所	能登空港貴重動植物追跡調査業務委託	指名競争入札の際の指名	指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。	指名業者選定に際し機会が公平に与えられるよう配慮し、指名の妥当性を事後に確認できるよう整理する。
意見 18	能登空港管理事務所	能登空港貴重動植物追跡調査業務委託	最低制限価格の設定に係るルール	本契約では最低制限価格が設けられている。土木部の通知で最低制限価格を設ける対象は「建設コンサルタント業務、建築（設備）設計業務、補償コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務」と定められており、担当所属（土木部ではない）は土木部の通知を準用し、建設コンサルタント業務に該当すると判断しているとのことであった。 最低制限価格の設定が必要となる契約を明確にし、統一的な運用を図る必要がある。	当該業務は環境保全のための調査であり建設コンサルタント業務である旨整理した。よって最低制限価格の設定が必要となる。
意見 19	能登空港管理事務所	能登空港除雪業務委託	本委託業務に係る業務フローの見直し	仕様書にて作業日報に調査職員の押印を要求しているが、押印がないものが複数あった。押印手続きの要否も含めて委託業務に係る業務フローの再検討を実施すべきである。	仕様書の作業日報の確認業務フローを見直し調査職員の押印及び作業日報の返却を不要とした。

区分	所管課	契約名称	概要	指摘・意見の内容	左記措置
意見 20	歴史博物館	受付・案内・解説等業務委託	指名競争入札の際の指名	指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。	・指名する基準を以下のとおり整理し、事業者を選定 ・適用した基準 ①管財課名簿等級A ②本社所在地金沢市 ③過去2か年（令和4年度・令和5年度）の入札辞退者を除く ・令和6年度に実施した委託契約に係る入札時には6者を指名した（従前は管財課の指名基準となる5者のみとしていた）
意見 21	図書館	明治期地籍図修復及び保存容器製作業務委託	1者応札への対応	同種業務で同一先による1者応札が継続している場合は、原因を聞き取り等し、必要に応じて契約方法や仕様書等の見直しを検討すべきである。	今後同様の業務を委託する場合は、原因を聞き取り、入札参加が可能となる業者等が増えるよう仕様書等で変更すべき点がないか確認することとした。
意見 22	観光戦略課	金沢中央案内所運営事業業務委託	執行確認書における承認者	執行確認書における承認者が石川県観光連盟の業務を兼務している職員となっていた。 実態として委託先から独立した県職員を含む検査がなされているとしても、概観的には自己検査が疑われる状況であり、執行確認書における承認者は委託先の業務執行から独立している県の職員とすべきである。	令和6年度から、組織改正により県職員と県観光連盟職員の兼務関係は解消されているため、執行確認書における承認者は、委託先の業務執行から独立した県職員が実施する体制が構築されている。
意見 23	国際観光課	石川県欧州観光レップ業務委託	契約金額の妥当性の検証	委託業務に関して委託先で発生した費用の実績について把握がなされていなかった。 1者見積による随意契約は競争性が働かず契約金額が割高となってしまう可能性があるため、積算と実績を比較・分析し、契約金額の妥当性を検証すべきである。	令和5年度以降随意契約による契約方法を改め、プロポーザルによる競争入札を実施し、積算及び提案内容を比較した上で業者選定を行うことで、契約金額の妥当性を確認している。
意見 24	国際観光課	石川県米豪情報発信事業業務委託	再委託に関する条項	本契約は、再委託について書面による承認を求めているが、プロポーザル時点で再委託の内容を含んだ提案を承認していることから、「書面による承認」を得ていない。仕様書が「書面による承認」と同等であると判断することは難しく、あらかじめ再委託が必要ことが明白である業務については、契約書又は仕様書上、再委託業務の内容及び範囲その他必要な事項を明確にすることが望まれる。	今後再委託が発生することがあらかじめわかっている事業については契約書または仕様書上で再委託業務の内容及び範囲その他必要事項を明確にすることとする
意見 25	国際観光課	石川県米豪情報発信事業業務委託	予定価格の適切な承認	本契約では、1か月の活動費500千円に月数が乗じられており、活動費を構成する単価及び工数に関する書類がないまま、承認者へ回付されている。 単価及び工数の根拠は積算資料として保存し、積算根拠資料を添付したうえで予定価格に対する上席者の承認を得るべきである。	令和6年度事業については、活動費を構成する単価及び工数の根拠を積算資料として決裁資料に添付し、決裁者を含む上席者の承認を得ることとした。
意見 26	中央病院	中央病院清掃等業務委託	入札参加資格、契約単位、契約期間等の見直しの検討	現状、特定調達を行っているが、6年以上、同一先との契約が継続している。また、予定価格と近似する契約額となっており、県庁舎清掃業務と比較すると競争性が低いと考えられる。 競争性を高めるためにも、他の医療機関の清掃業務委託契約を調査し、入札参加資格、契約単位、契約期間等に見直しの余地がないか検討すべきである。	当清掃等業務委託は、特定調達契約（WTO対象案件契約）に係る一般競争入札により入札・契約を行っており、入札方式としては手続きの透明性、公正性、経済性が十分確保されたものであると考えている。 また、近隣の他病院の清掃業務委託について調査したところ、他病院に比べ入札参加要件や業務内容が厳しいわけではないと考えている。
意見 27	中央病院	中央病院医事業務委託	「石川県立中央病院医事業務選定委員会設置要領」への追記	「石川県立中央病院医事業務選定委員会設置要領」には、委員や委員長が欠席した場合の取り扱いが明記されていないため、記載を追加する必要がある。	令和6年2月1日に設置要領改正済み。
意見 28	こころの病院	こころの病院清掃及び夜間警備業務委託	指名競争入札の際の指名	指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。	指名選定までの経緯を書面に残し、事後的に確認できるようにする。
意見 29	薬事衛生課	石川県保健福祉センター動物飼育管理等業務委託	業務完了前の全額前金払	本契約では、6月、7月、10月、1月の各月に前金払を請求することができることとなっている。契約総額を4で割った金額を4回の前金払で支払い、契約期間が3月末まで存在するにもかかわらず、1月末で契約総額の支払いが完了している状況である。 業務委託契約は業務完了後の後払いが原則であり、契約期間中に全額の支払いが完了すべきではないと考えられるため、支払い条件の見直しを検討すべきである。	本事業はいしかわ動物愛護センターに動物飼育管理業務を集約したことに伴い、令和5年度をもって廃止となったものであるが、後継の事業であるいしかわ動物愛護センター動物飼育管理等委託契約において対応を検討したものの、当委託契約で支払われる委託料は人件費的性格を強く持つため、業務完了後の後払いとするのは適当ではなく、支払い条件に特に問題はないと考えている。
意見 30	薬事衛生課	石川県南部小動物管理指導センター動物飼育管理等業務委託	仕様書に基づいた業務の実施	本業務の仕様書には、資材保管庫の管理業務として、業務ごとに、最低基準の業務回数（週3回、週5日など）が設定されている。施設内の清掃は最低基準回数を大きく上回っており、それ以外は最低基準回数を下回っていた。 仕様書に記載している作業回数と実績に乖離が生じている場合には、原因を調査し、調査結果の文書化、必要に応じて仕様書の見直しの必要性を検討すべきである。	本事業は南部小動物管理指導センターがいしかわ動物愛護センターへ機能移転したことに伴い、令和5年度をもって廃止となったものであるが、後継の事業であるいしかわ動物愛護センター動物飼育管理等委託契約においては仕様書を見直し、適正な委託内容となるよう措置した。
意見 31	薬事衛生課	石川県南部小動物管理指導センター動物飼育管理等業務委託	業務完了前のほぼ全額前金払	本契約では、6月、7月、10月、1月の各月に前金払を請求することができることとなっている。各月5,040千円を前金払し、1月末時点で99%の支払いが完了している状況である。 業務委託契約は業務完了後の後払いが原則であり、契約期間中にほぼ全額の支払いが完了すべきではないと考えられるため、支払い条件の見直しを検討すべきである。	本事業はいしかわ動物愛護センターに動物飼育管理業務を集約したことに伴い、令和5年度をもって廃止となったものであるが、後継の事業であるいしかわ動物愛護センター動物飼育管理等委託契約において対応を検討したものの、当委託契約で支払われる委託料は人件費的性格を強く持つため、業務完了後の後払いとするのは適当ではなく、支払い条件に特に問題はないと考えている。
意見 32	薬事衛生課	犬及び猫の搬送事業委託	指名競争入札の際の指名	指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。	本事業は南部小動物管理指導センターがいしかわ動物愛護センターへ機能移転したことに伴い、令和5年度をもって廃止となったため、特段の措置を行っていない。なお、いしかわ動物愛護センターでは同様の事業は実施していない。
意見 33	薬事衛生課	犬及び猫の搬送事業委託	必要に応じた仕様書の見直し	本契約では5者指名のうち3者が辞退していた。 指名競争入札において辞退者が多い場合には、その理由を調査し、契約方法の変更の可否や仕様書の見直し等を検討すべきである。	本事業は南部小動物管理指導センターがいしかわ動物愛護センターへ機能移転したことに伴い、令和5年度をもって廃止となったため、特段の措置を行っていない。なお、いしかわ動物愛護センターでは同様の事業は実施していない。
意見 34	女性活躍・県民協働課	女性県政学習バス運行委託	子ども・地域県政バスの計画数見直し	令和4年度については女性県政バスの倍率が1を割っており、子ども県政バス、地域県政バスは高い倍率となっている。県政を学習したい方々に広く参加してもらえよう、計画数の配分の見直しを検討することが望まれる。	令和6年度は、能登半島地震や委託費の高騰などの影響もあり、全体の運行本数が減少したが、運行計画については、子ども・地域県政バスの計画数配分に配慮した策定を行った。
意見 35	カーボンニュートラル推進課	いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン事業委託	一般管理費の計上基準	本契約では、人件費と事業費の合計額の10%を一般管理費として算定して予定価格を積算している。本県では、一般管理費の算定方法や一般管理費率について具体的な基準はないが、経済産業省大臣官房会計課から発出されている「委託事業事務処理マニュアル（令和3年1月）」と比較すると、本契約では再委託費を控除せずに10%を乗じており、一般管理費が多額に見積もられている可能性がある。 一般管理費の積算の考え方を理解し、乗じた率の根拠を文書に残すことが望ましい。	一般管理費の積算の考え方について、他県の状況を調べるなどをしたうえで対応を検討したい。

区分	所管課	契約名称	概要	指摘・意見の内容	左記措置
意見 36	白山自然保護 センター	白山し尿処理業務委託	特定の業務について再委託の対象としない旨の仕様書の記載	本契約は契約書で再委託等の禁止、再委託する場合には事前に県の承諾が必要となる旨を定めている。しかし、毎年発生する特定の業務については、再委託業者が毎年同じであることから、仕様書において、特定業務を再委託の範囲に含めないよう変更されている。そのため、受託者による再委託先の選定や再委託先における履行体制、再委託金額等について、県への通知や県の承認がなされていない状況である。仕様書において特定の業務を再委託の対象としない旨が記載されているが、全ての再委託に関して受託者からの申請及び県の承諾を経ることが望ましく、現状の仕様書記載の見直しについて検討することが望ましい。	特定の業務を再委託の対象としない旨の現状の仕様書の記載を見直し、全ての再委託に関して、受託者からの申請及び県の承諾を経る形とする。
意見 37	白山自然保護 センター	白山し尿処理業務委託	予定価格の公表	本契約は建設行為及び建設工事に係る委託業務に該当しないが、予定価格が事前に公表されている。建設工事等に係る委託業務に準じて予定価格の公表を行う根拠を整理すべきである。	これまで、建築工事及び建設工事に係る委託業務に準ずるものとし、県の会計事務の手引の記載を準用していたが、改めて公表の根拠を確認した結果、準用すべき場合や基準について明文化されたものが確認されず根拠不明であったことから予定価格を非公表とするものとした。
意見 38	産業政策課	デジタル化実践道場開講事業業務委託	参加企業数が当初予定数に満たない場合の対応	令和4年度の実践コース参加企業数は、当初参加予定企業数4社に対し、実際に選定・参加した企業は3社であった。企画提案時に提出された経費見積書で実践コース積算根拠の内訳を確認すると、実践コースの参加企業が1社少ないことで、合計1,100,000円の委託業務費用が実際には発生していなかったと考えられる。この結果、本件の委託費が有効に活用されなかった可能性があると言わざるを得ない。実践コースの参加予定企業数が当初想定より少ない場合、委託費減額の検討及び交渉を行うことが望ましい。	今後、参加企業数が当初予定数に満たない場合には、委託費減額の検討及び交渉を行い、適正な対応に努めたい。
意見 39	労働企画課	いしかわ就職・定住総合サポートセンター運営事業業務委託	双方代理	本契約は「石川県知事馳浩」と「石川県人材確保・定住促進機構会長馳浩」で締結されている。双方代理により原則無効となるから（民法108条類推適用）、議会の承認を得る必要がある（同法116条類推適用）。県としては、議会の予算審議で予算説明資料等を配布しているため、議会の承認を得ているとの認識であるが、石川県知事が代表者に就任している団体・法人と契約を締結する場合は、契約の相手方・契約内容・契約金額等の重要事項を県議会に情報提供し、承認を得るのが妥当であると考えられる。	規約改正により商工労働部長を石川県人材確保・定住促進機構の代表としたうえで、令和6年度からは本契約を県知事と商工労働部長で契約し、双方代理を解消した。
意見 40	労働企画課	学生等の県内就職促進強化事業業務委託	双方代理	本契約は「石川県知事馳浩」と「石川県人材確保・定住促進機構会長馳浩」で締結されている。双方代理により原則無効となるから（民法108条類推適用）、議会の承認を得る必要がある（同法116条類推適用）。県としては、議会の予算審議で予算説明資料等を配布しているため、議会の承認を得ているとの認識であるが、石川県知事が代表者に就任している団体・法人と契約を締結する場合は、契約の相手方・契約内容・契約金額等の重要事項を県議会に情報提供し、承認を得るのが妥当であると考えられる。	規約改正により商工労働部長を石川県人材確保・定住促進機構の代表としたうえで、令和6年度からは本契約を県知事と商工労働部長で契約し、双方代理を解消した。
意見 41	工業試験場	化学組成分析装置保守点検業務委託	予定価格の積算根拠の精緻化	予定価格の根拠となる積算が「一式」となっており、単価や工数に基づく詳細な積算がなされておらず、諸経費についても内訳等なく簡略化されたものとなっている。契約方法が随意契約であることから、実績工数の把握により積算工数と比較・分析し、翌年度以降の積算に反省させていくことで競争性が働かないことによるリスクを低減させることが可能と考えられることから、予定価格の根拠となる積算について精緻化を図ることが望ましい。	積算根拠について、内訳を予防保全・点検作業・交換部品（皿改鑄費）の3項目に細分化した。点検作業においては具体的な作業内容について明記することとした。今後さらに精緻な積算根拠を明示させるよう努める。
意見 42	工業試験場	化学組成分析装置保守点検業務委託	契約金額の妥当性の検証	委託業務に関して委託先で発生した費用の実績について把握がなされていなかった。1者見積による随意契約は競争性が働かず契約金額が割高となってしまう可能性があるため、積算と実績を比較・分析し、契約金額の妥当性を検証すべきである。	委託先に対して、実績報告書の内容に作業ごとの費用内訳を含めることを求め、各作業における工数等を分析し、契約金額の妥当性について検証を図るよう努める。
意見 43	県央農林総合 事務所	令和4年度国営造成揚水施設等管理事業 河北潟地区電気設備保守管理業務委託	最低制限価格の設定	本契約は、最低制限価格の設定があるにもかかわらず、被指名者への案内文書には最低制限価格の設定はない旨の記載がなされていた。最低制限価格を設ける場合において、関連する通知書等における記載が適切なものとなっているか確認する体制を整備する必要がある。なお、最低制限価格を下回る入札はなく、入札結果に影響はなかった。	入札執行時において必要な書類等のチェック票を作成し、入札執行通知に漏れなく反映されているか確認できる体制を整え、再発防止に努める。
意見 44	森林管理課	現場管理業務委託	委託業務内容が異なる変更契約	本契約は、現場管理業務及び測量業務を実施することを前提に入札が行われているところ、契約変更を行って現場管理業務を減少させるとともに、設計業務が新たに付加されている。業務の種類が入札時と異なることから、契約変更により発注することは不適切であると考えられる。委託業務の種類が異なる場合は新規契約を締結すべきである。	令和6年5月8日の森林保全担当者会議において森林保全課長に包括外部監査の意見について周知し、業務の種類が入札時と異なる変更契約を締結しないよう指導した。さらに、契約変更前に森林管理課に協議するよう現場管理業務委託実施要領を改正予定。
意見 45	森林管理課	現場管理業務委託	契約条項の整備	本契約の約款は、工事請負契約で使用されている約款が流用されており、現場管理業務及び測量業務に必ずしも適した条項となっていない。また、別に作成されている仕様書と約款の整合性が分かりにくい。約款と仕様書の記載内容を整理・統合し、委託する業務を前提とした契約条項を整備すべきである。	本契約の約款は県で統一されている業務委託契約約款であることを確認している。仕様書と約款の整合性がわかりにくいのご意見については、約款と仕様書の整合性が分かるよう仕様書の修正を行っているところである。
意見 46	競馬総務課	金沢競馬場内警備業務委託	指名競争入札の際の指名	指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者が機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。	指名競争入札の際の指名業者選定においては、県の競争入札参加資格者名簿のうち、申請業種・所在地・等級・警備員数の条件を満たす候補業者を選定し、場内警備・きゅう舎警備でそれぞれ別業者を指名している。また、指名の際には前年度の辞退者を除き、下位2者の指名業者を入れ替えることで、条件を満たす候補事業者については令和5・6年度のいずれかに入札機会が与えられることとなるため、候補事業者に対する機会の公平性・検討過程の妥当性は配慮されているものとする。
意見 47	競馬総務課	実況テレビ放送業務委託	契約金額の妥当性の検証	委託業務に関して委託先で発生した費用の実績について把握がなされていなかった。1者見積による随意契約は競争性が働かず契約金額が割高となってしまう可能性があるため、積算と実績を比較・分析し、契約金額の妥当性を検証すべきである。	積算と実績を比較・分析し、特に前年度から金額が変わった項目については、価格が適正になっているか検証する。
意見 48	監理課	建設工食用資材単価調査業務委託（その3）	長期間同一先との契約	本契約は、委託先との継続契約期間が、短くても平成15年以降継続している状況とのことである。現状は3者指名2者入札となっているが、長期間同一業者が落札している状況から、将来的に1者入札になる可能性も否定できない。長期的に競争性を確保するため、入札参加資格未登録業者への聞き取り等を実施するなどの対応を検討されたい。	令和6年度発注業務においては、県の入札参加資格登録業者が追加されたら、5者指名で3者が応札し、これまでの受注者と異なる業者が落札した。ご意見のように1者入札とはならなかったことから、今後の入札結果を注視していきたい。

区分	所管課	契約名称	概要	指摘・意見の内容	左記措置
意見 49	監理課	建設工事用資材単価調査業務委託（その3）	業務委託料の増減に関する仕様書記載	本業務の仕様書において「調査品目の増減が50件程度の場合、業務委託料の変更増減はないものとする。」と定めている。平成30年度はマイナス107件で委託料を減額しているのに対し、令和4年度はプラス90件で委託料を変更していなかった。「50件程度」という曖昧な記載ではなく、明確な基準を設定すべきである。	令和6年度発注業務より、「調査品目の増減が100件未満の場合、業務委託料の変更増減はないものとする。」と変更した。
意見 50	県央土木総合事務所	自家用電気工作物保安管理業務委託	入札不調への対応	令和5年度は指名業者数5者に対し入札辞退者が3者と多く、かつ、入札不調であった。今後とも入札不調が続くようであれば、長期契約の必要性や他の土木事務所保有の自家用電気工作物の保安管理業務と契約を一本化することなど、契約期間や契約範囲の見直しを検討することが望ましい。	令和6年度契約では、事前に複数業者から参考見積を徴収し、実態に即した予定価格を設定することにより、入札辞退者は2者いたものの入札不調にはならなかった。引き続き、複数業者から聞き取り等を行い、入札不調を防止していく。
意見 51	県央土木総合事務所	自家用電気工作物保安管理業務委託	契約書で提出を求める書類の入手確認	本契約書では、契約代金内訳書を作成し、県へ提出することを求めているが、令和4年度は入手されていなかった。契約書において提出を指示している書類は、入手しているのか確認する必要がある。	令和6年度契約から、契約締結時に契約代金内訳書を含め、契約書に明記されている書類が提出されていることを複数の者で確認を行う体制をとることとした。
意見 52	中能登土木総合事務所羽咋土木事務所	一般国道249号等併設休憩施設の維持管理業務委託	仕様書における清掃回数	本業務の委託者は再委託先に対して、委託料の1.2倍弱の支払いを行っている。要因としては、本業務の契約書及び仕様書に、清掃回数や清掃時間が明確に示されていないため、委託先から再委託先に対しても明確な指示がなされていないことが考えられる。最低限必要と考えている清掃回数及び清掃時間を仕様書に明示し、委託先において、必要以上の費用が生じないようにすべきである。	令和6年度契約から、契約書及び仕様書に、最低限必要と想定している清掃回数及び清掃時間の予定数量を明示することとした。
意見 53	金沢港湾事務所	船舶運航管理業務委託	1者応札への対応	本契約は一般競争入札で契約先を選定しているが、6年以上継続して1者応札となっている。長期間1者応札となっている契約については、理由を聞き取りし、入札参加資格、入札スケジュール、仕様書等に見直しの必要性がないか検討すべきである。	これまで石川県公報により入札公告を実施していたが、入札参加資格を有する業者に確認したところ本業務が認知されていないことが判明したため、石川県公報に加え、入札情報システムにも入札公告を掲載することとした。
意見 54	金沢港湾事務所	船舶運航管理業務委託	準拠する規定	本契約は一般競争入札で契約先を選定しているが、1者応札が続いており、競争性が確保されているとは言い難い。指名競争入札は、県から業者に直接入札案内を行うため、公告を適時確認していない業者が存在していた場合などは、応札する業者が増え、競争が起きる可能性があると考えられる。想定される入札参加資格者数が4者しかないのであれば、施行令第167条第2項に従って、指名競争入札の実施を検討すべきである。	これまで石川県公報により入札公告を実施していたが、入札参加資格を有する業者に確認したところ本業務が認知されていないことが判明したため、石川県公報に加え、入札情報システムにも入札公告を掲載することとした。
意見 55	金沢城・兼六園管理事務所	塵芥（じんがい）処理清掃業務委託	指名競争入札の際の指名	指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。	現在、指名業者については、内部基準を設け、県の入札参加資格者名簿から選定しているところであるが、業者の指名状況を踏まえ、名簿内での指名の機会均衡について、更なる配慮に努めていきたい。また、指名業者選定に至るまでの経緯については事後的に検証できるよう、分かりやすく整理していきたい。
意見 56	手取川水道事務所	石川県水道用水供給事業鶴来浄水場運転監視業務委託	1者応札への対応	本契約においては、11年と比較的長期間にわたり1者応札が継続している。1者応札が継続していることにより、落札価格が高止まりする可能性が高いことから、長期的な委託料削減の観点から、契約方法や契約期間について適宜検討することが望ましい。	本業務は、専門性が高く、水道水というライフラインに関するものなので、入札要件の緩和は現時点では難しいと解しているが、今後の入札で1者応札が継続する場合は、契約方法や契約期間について、適宜検討してまいりたい。
意見 57	出納室	財務会計オンラインシステム運用管理支援業務委託	再委託する業務内容	本業務は、運用保守業務の一部を再委託しており、委託先から事前に提出された「再委託承認申請書」には、「運用保守業務の一部」と記載されている。再委託承認申請書に記載する「再委託する業務の内容」は業務内容が具体的にわかる詳細な記載を求めるべきである。	今後再委託承認申請がされた場合は、再委託する業務の内容が具体的にわかる詳細な記載を求める。
意見 58	金沢西高等学校	石川県立金沢西高等学校機械警備業務委託	長期間同一先との契約	本契約は契約期間が9年であり、2回の指名競争（18年）、それ以前は随意契約（随意契約で契約していた期間は不明）で委託先と契約している。指名競争入札の指名業者は県内高校の機械警備実績のある5者としており、前回の指名業者を確認する書類は現存せず確認できなかったが、担当所属の説明によると、何らかの考えで入れ替えを行っており、指名業者が固定化されている状況にはなっていないことである。しかし、県内高校の機械警備実績を考慮する方針を継続する場合、指名業者が硬直化する可能性がある。長期間同一先との契約となっている場合は、要因の聞き取り等し、必要に応じて選定方法や契約方法の見直しを検討すべきである。	前回の指名業者を確認する書類は現存せず確認できなかったが、指名競争入札は適正に執行されており、入札に不正行為があったわけではない。当時は、何らかの考えで指名業者の入れ替えを行っており、指名業者が固定化されないように工夫していたと推測される。確かに県内高校の機械警備実績を考慮する方針を継続する場合、指名業者が硬直化する可能性は否定できないが、競争性が働かなくなるわけではない。今後、より競争性を高めるため、より参入しやすい仕様や指名業者数を増やすなど見直しを検討したい。
意見 59	金沢西高等学校	石川県立金沢西高等学校機械警備業務委託	仕様書の適切な修正	仕様書において、「受託者は毎回の警備状況を書面により報告する。」との記載があるが、「毎回」を「毎月」と理解し、毎月、業務完了報告書の提出を受けていた。機械警備は日々なされることから「毎回」は「毎日」とも考えられるため、適切な修正を行うべきである。	令和6年4月1日に仕様書において、「受託者は毎回の警備状況を書面により報告する。」との記載を「毎回」から「毎月」に修正した。
意見 60	七尾特別支援学校	自動車運行管理委託	指名業者の選定	本契約は5者指名に対し、令和4年度は輪島分校で1者、珠洲分校で2者、令和5年度は輪島分校・珠洲分校共に3者が入札辞退しており、辞退理由としては、人員確保が難しいこと等を理由に挙げている。現状、担当所属は入札辞退者が多くなるよう、業者への聞き取り結果を考慮したうえで、指名業者を選定しているが、調査結果、指名業者、入札辞退・辞退理由などを整理した記録はなく、指名業者の選定過程が客観的に分からない状況となっている。これらの情報を整理するべきである。	指名業者の選定過程、指名競争入札の入札辞退・辞退理由を整理し、次回以降の指名業者の選定手続きの合理的な根拠として残す。
意見 61	学校指導課	石川県基礎学力調査問題作成補助委託業務	必要に応じた仕様書等の見直し	本契約は指名競争入札が行われているが、指名5者の内3者が辞退している。辞退が多い場合には、その理由を把握し、仕様書の見直しの要否について検討することが望ましい。	当該業務の契約方法を指名競争入札から一般競争入札に変更した。
意見 62	学校指導課	石川県基礎学力調査問題作成補助委託業務	再委託の業務に係る委託先の指揮・監督の状況の把握	県は再委託先の業務結果を把握していなかったため、委託先が再委託先より入手する実施報告書の閲覧等により、委託先によって再委託の業務の指揮・監督が適切になされたことを確認する必要がある。	再委託を行う場合は、必要に応じて、委託先に対して再委託先から実施報告書等の入手を求め、委託先による再委託先への指揮・監督が適切になされたことを確認することとした。
意見 63	学校指導課	石川県基礎学力調査問題作成補助委託業務	予定価格と入札額の乖離	本契約は契約額が予定価格を大きく下回っているが、その要因の把握及び検討がなされておらず、積算と実績の比較・分析も行われていなかった。予定価格と入札額に著しい乖離がある場合には、その要因を把握し、必要に応じて予定価格の算出における要素や仮定を見直す等、積算の精緻化を図ることが望ましい。	予定価格と落札価格に著しい乖離がある場合は、必要に応じてその要因を調査把握し、予定価格の算出における要素等の見直しを行うなどして、積算の精緻化を図ることとした。
意見 64	文化財課	一針C遺跡埋蔵文化財発掘調査等業務委託	再委託禁止条項の見直し	契約書の条項で実施計画書に基づく再委託は、県への事前申請・承認不要としている。実施計画書には事前申請で求める項目が漏れなく記載されているわけではなく、条項の見直しを検討することが望ましい。検討の結果、見直しを行わないのであれば、今後、県で作成が期待される再委託の基準等で求める申請項目を実施計画書に明記するよう委託先へ依頼することが考えられる。	契約書の条項はそのままだったが、実施計画書には事前申請に必要な項目が記載されていないことから、再委託承認申請書の提出を委託先に求めることとした。契約書の条項の見直しについては別途検討し、翌年度以降に反映したい。

区分	所管課	契約名称	概要	指摘・意見の内容	左記措置
意見 65	文化財課	一針C遺跡埋蔵文化財発掘調査等業務委託	再委託先に関する業務の検証	再委託先の業務遂行状況について、県は特段の把握は行っておらず、委託先の業務全体の進行状況を持って管理しており、再委託先が行った業務についての報告書は入手していない。 本契約では、委託料の増加要因として委託先から協議の申し入れが行われていることから、増加要因の妥当性検討のため、業務報告書入手することが望ましい。	増加要因の妥当性検討のために業務報告書の必要な箇所の写しを入手することとした。
意見 66	文化財課	一針C遺跡埋蔵文化財発掘調査等業務委託	変更契約締結時における検討資料	本契約では変更契約が締結されているが、変更理由書並びに発掘調査等委託費内訳表には、発掘作業員報酬の増加額などの金額についての記載があるものの、具体的にどの程度の発掘作業員の延人数（人日）や調査・整理機材借上料の借上げ日数がどの程度増加したのかなど、増加金額を検証するための情報記載がなかった。 変更契約締結時の検討資料には、変更金額の定量的な要因について記録を残すことが望ましい。	変更契約の締結時において、発掘作業員の延人数や調査・整理機材借上料の借上げ日数等の増加等について、変更理由書や発掘調査等委託費内訳表に記載することとした。
意見 67	運転免許課	停止処分者講習等業務委託	1者応札への対応	停止処分者講習等に関する業務の資格認定基準は公表されているが、平成30年度以降令和5年まで認定された者は、（一財）石川県交通安全協会のみとなっており、1者応札が継続している。 1者応札が継続している場合は、原因を聞き取り等し、必要に応じて契約方法や仕様書等の見直しを検討すべきである。	仕様書を見直した上で、一般競争入札を実施したが、1者だけの応札であった。引き続き、契約方法や仕様書等について検討を行うこととする。
意見 68	運転免許課	停止処分者講習等業務委託	適切な積算の実施	委託業務費用のほとんどである人件費の積算は前年度契約額を参考に、必要人数×単価×期間で算定されているが、委託業務の実績結果は仕様書に従ったものであり、積算の算定要素に関わるものではないため、積算と実績を比較できない。 県は、当初の積算と実績が比較できるような情報を受託者に求め、実績の検証を適切に実施し、翌年度以降の委託金額の積算を実施すべきである。	今後、積算と実績の検証を行うため、受託者から実績情報を求めるものとする。
意見 69	運転免許課	高齢者講習業務委託	予定価格の積算資料の保存	本契約では積算根拠資料が簿冊につづられていなかった。 予定価格の根拠となる価格積算における単価の根拠は、資料として保存する必要がある。	予定価格の根拠となる価格積算資料については、適切に保存することとした。
意見 70	金沢東警察署	金沢東警察署機器設備等保守管理業務委託	指名競争入札の際の指名	指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。	選定に際し、事業者の入札参加に係る機会を可能な限り公平に与えられるよう配慮するほか、当該選定の検討過程が事後的に確認できるよう整理した。